

大分大学医学部附属病院腫瘍センターがん相談支援センター細則

平成21年3月25日

平成21年医学部附属病院細則第4-42号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院腫瘍センター細則（平成20年医学部附属病院細則第4-7号）第6条第2項の規定により、がん相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 相談支援センターは、病院内外の医療従事者の協力を得て、拠点病院内外の患者、家族及び地域医療機関等からの相談等に対応するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 各がんの病態、標準的治療法等がん診療に係る一般的な医療情報の提供
- (2) 次のア及びイに掲げる地域の医療機関又は医療従事者に関する情報の収集及び紹介
 - ア 医療機関の診療機能、入院・外来の待ち時間等
 - イ 医療従事者の専門とする分野、経歴等
- (3) がんに係るセカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- (4) 患者の療養上の相談
- (5) 就労に関する相談
- (6) 各地域における、かかりつけ医等各医療機関との連携事例に関する情報の収集及び紹介
- (7) アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談
- (8) HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談
- (9) 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- (10) 相談支援センターの広報・周知活動
- (11) 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービスの向上に向けた取組
- (12) がんゲノム医療に関する相談
- (13) 希少がんに関する相談
- (14) AYA世代にあるがん患者に対する治療療養並びに就学支援及び就労支援に関する相談
- (15) がん治療に伴う生殖機能の影響及び生殖機能の温存に関する相談
- (16) その他がん相談支援に関し必要な事項

(事務)

第3条 相談支援センターの業務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、相談支援センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成21年3月25日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-2号）

この細則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-9号）

この細則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-23号）

この細則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年医学部附属病院細則第 4－1 号）
この細則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。